資料 3

# 七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の概要

農林水産課

## 1　提案理由

良質な粗飼料生産の向上を図り、酪農・畜産農家の所得向上及び経営の強化と安定に寄与し、七飯町の基幹産業である農業振興に資するため、事業実施主体である公益財団法人北海道農業公社にて草地更新等を行う草地畜産基盤整備事業（以下「事業」という。）を令和５～８年度に実施を予定しております。

当該事業の実施にあたり、町は受益者負担分の事業費を受益者から徴収する事務等を担うため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２４条の規定に基づき分担金の徴収に関する事項を定める必要があることから、この条例を提案するものです。

## 2　条例概要

分担金徴収に関する規定

ア　分担金の額について定める規定（第２条）

イ　納入義務者について定める規定（第３条）

ウ　徴収の方法及び時期について関する規定（第４条）

エ　分担金の徴収猶予及び減免について定める規定（第５条）

## 3　施行期日

この条例は、令和５年４月１日から施行します。